

《組合加入資格》

尾道商工会議所の会員事業所である皆様。
一人親方労災保険組合の事業目的に賛同する建設業に従事する一人親方、及びその家族従業者。

《必要費用「会議所会費＋組合年会費＋保険料」》

会議所会費：個人事業 4,000円以上(1口以上)

法人事業 8,000円以上(2口以上)

団体関係 8,000円以上(2口以上)

組合年会費：1事業所単位 1,000円

※会議所会員に新規入会の場合には別途加入金1,000円が必要です。

※法人且つ、当所地域の皆様は特定商工業者負担金1,000円が必要です。

個人事業の皆様：初年度6,000円 法人事業所の皆様：初年度11,000円

《労災保険料》

↓ 保険料率は一律です

給付基礎日額×365日×(18÷1000)＝労災保険料/年

《対象地域》

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県に
居住する方。(※当所地区外の皆様は特別会員として加入いただけます。)

【お問い合わせ】

〒722-0035 尾道市土堂2丁目10-3

TEL 0848-22-2165 FAX 0848-25-2450

MAIL occi@onomichi-cci.or.jp HP <http://www.onomichi-cci.or.jp/>

尾道商工会議所

建設業一人親方労災保険組合

加入のご案内



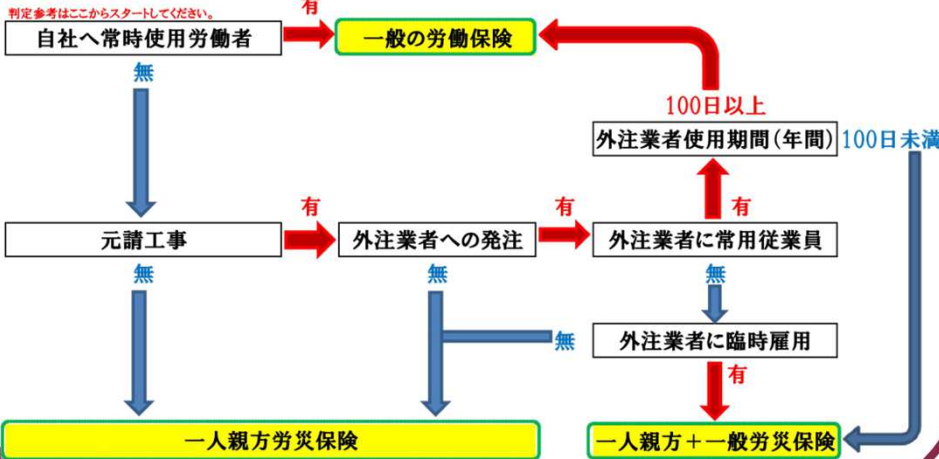
当組合は、建設業一人親方の皆様の
福祉向上を目的として運営しております。

一人親方判定基準

※下記はあくまで参考となります。業態により該当する制度が異なる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。



【建設業 労働保険イメージ ※参考】



労災保険料計算

《給付基礎日額と保険料》

給付基礎日額とは労災保険給付額の基礎となる額です。休業補償を始めとする各種給付の基となる金額です。

給付基礎日額	保険料算定基礎額 給付基礎日額×365日	年間保険料 保険料算定基礎額×18/1000
3,500円	1,277,500円	22,986円
4,000円	1,460,000円	26,280円
5,000円	1,825,000円	32,850円
6,000円	2,190,000円	39,420円
7,000円	2,555,000円	45,990円
8,000円	2,920,000円	52,560円
9,000円	3,285,000円	59,130円
10,000円	3,650,000円	65,700円
12,000円	4,380,000円	78,840円
14,000円	5,110,000円	91,980円
16,000円	5,840,000円	105,120円
18,000円	6,570,000円	118,260円
20,000円	7,300,000円	131,400円
22,000円	8,030,000円	144,540円
24,000円	8,760,000円	157,680円
25,000円	9,125,000円	164,250円

※上記給付基礎日額から選択していただけます。療養補償（労災事故等による傷病治療費）につきましては、上記基礎日額に関わらず労災指定病院において治療費が無料となります。※指定外病院は医療費が支給されます。

申込手順

《会議所会員＋組員 加入申込》

尾道商工会議所 会員＋建設業一人親方労災保険組合の加入申込書へ漏れなく記載したものと免許証のコピーを持参、又は郵送。

《労災保険料＋会費の納入》提出いただいた申込書を基に、労災保険料を算出して、会費等と合わせて納入通知書を発送しますので、指定口座にお振込ください。

※労災保険料及び会費の納付は2015.4.1現在、当該年度分一括払いとなっております。

《納入確認後》ご納入が確認できましたら、労災保険加入証を送付させていただきます！

《完了！》最短で、2日で労災保険へ加入できます。

加入メリット

《安心！》当組合の労災保険は国の保険です！

労災事故等による療養補償、休業補償、障害補償、死亡保障等が給付基礎日額に応じて支給されます。

※詳しくは、パンフレットをご覧ください。

《安い！》当組合費は会員サービスの一環として建設事業者の福祉向上を目的に運営しており、年組合費1,000円です！

その他の費用はいただいておりません。

※尾道商工会議所会費は別途必要です。

《早い！》書類、納付が整えば最短2日後から労災保険へ加入できます。